

社会福祉法人 亨文会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亨文会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しての報酬は、支給しないものとする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年 6月26日より適用する。